

長浜市PPP/PFI優先的検討ガイドラインの策定について

1. 策定の目的

国が策定した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が令和3年度に改正され、人口10万人以上の地方公共団体においても、令和5年度末までに多様なPPP/PFI手法の導入について従来手法に優先して検討する規程を策定するよう求められました。

本市においても、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、市民に対して低廉かつ良好なサービスを提供するため、優先的に検討するためのガイドラインを策定します。

2. 導入時期

令和5年4月1日から運用開始

3. 優先的検討を必要とする事例

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設等の「全面的な建替更新」や「運営等の見直し」を行う場合
- (3) 公共施設等の集約や複合化等を検討する場合

4. 対象となる公共施設等

次に掲げる(1)及び(2)の両方を満たす事業。ただし、対象とならない場合でも優先的検討の対象とすることができます。

(1) 次のいずれかに該当する公共建築物

イ：建築物

まちづくり施設、文化ホール、図書館、博物館・資料館、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、宿泊施設、勤労者福祉施設、物販施設、その他産業系施設、高齢者福祉施設、しょうがい福祉施設、保健センター、診療所、庁舎、市営住宅、改良住宅、公園、小中学校、給食センター、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援センター、病院施設 等

※道路や橋りょう、下水道施設といったインフラ資産は対象外とします。

ロ：利用料金の徴収を行う公共施設整備事業：駐車場等

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

イ：事業費の総額が10億円以上のもの

ロ：施設の維持管理や運営に係る事業費が単年で1億円以上のもの

(3) 次の場合は対象から除外する。

(イ～ハは令和5年3月31日時点において判断する。)

イ：既に公共施設等の整備に着手している場合

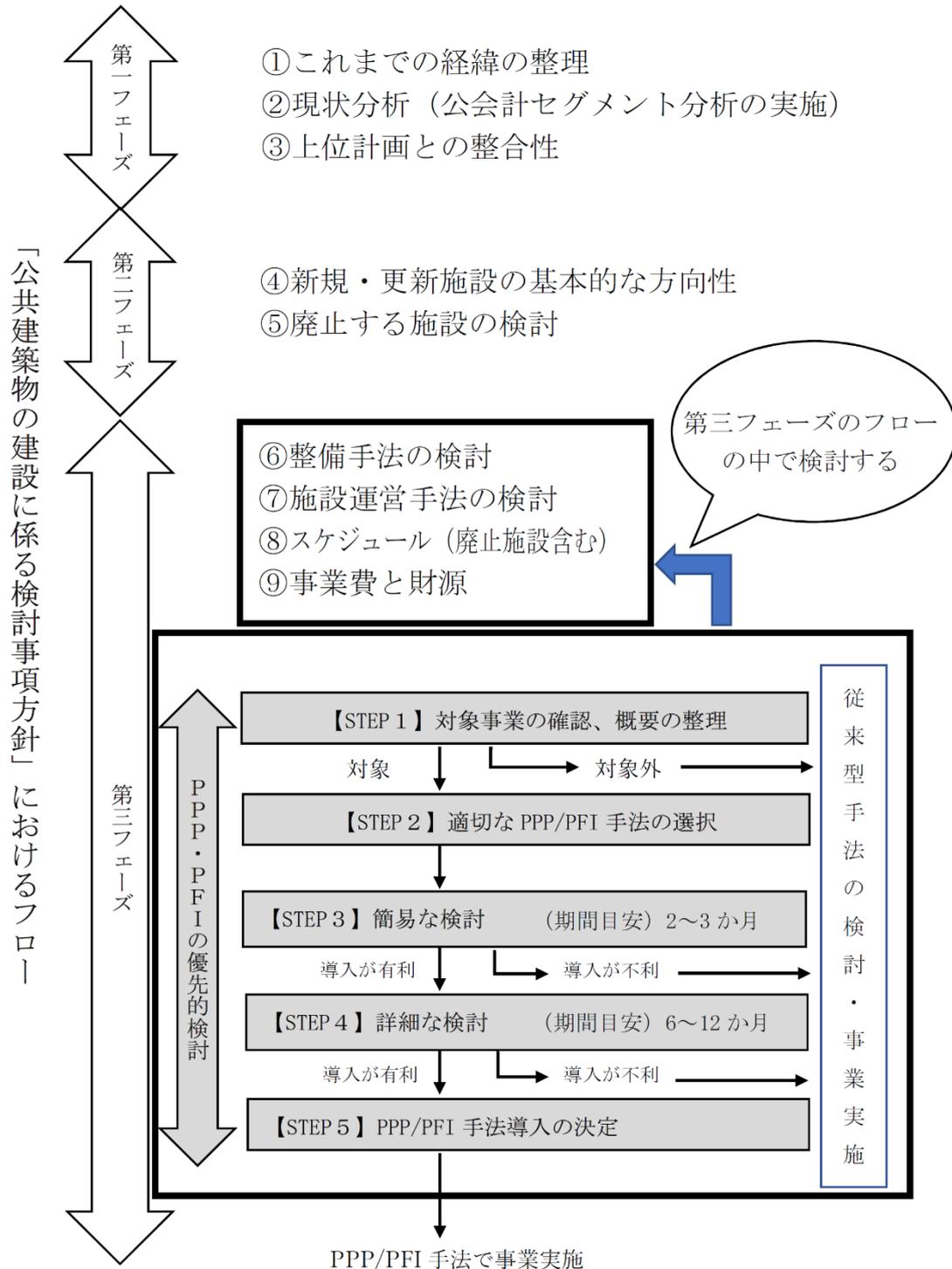
ロ：公共施設等の整備等を行う手法が決定している場合（従来型手法により実施する方針が決定している場合を含む。)

ハ：既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている場合

ニ：民間事業者が実施することが法的に制限されている場合

ホ：災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある場合

5. 検討フロー



6. スケジュール

令和5年1月20日	第3回長浜市公共施設マネジメント推進委員会
令和5年2月16日	市議会総務教育常任委員会
令和5年4月1日	運用開始